

令和元年 11 月分

受付日	提案テーマ	提案内容	主管課の考え方や処理方針	主管課
11月8日	北館がわかりにくい、階段がわかりにくい	<p>先日、役場に行ったが、北館に行こうとしたが分からず、一番奥まで行ってしまった。税務課の人に尋ねたら、税務課から先は北館で、保険年金課までは本館だと言う。北館というから、建物が分かっているかと思った。</p> <p>また、階段の場所も、一旦扉を出ないといけないのでわかりにくい。看板とか、足元にルート表示するとかしてほしい。</p>	<p>平成26年度庁舎耐震改修工事の追加変更工事で、庁舎内にサイン(案内板等)を玄関風除室内及び各フロア等に設置しています。また、総合案内窓口においても館内の案内をしています。本館及び北館の1階部分については、1フロアとなっているため本館と北館の境界がわかりにくく、また、北館階段についても奥まった場所にあるためわかりにくくなっていますので、北館の表示と北館階段の案内板を設置いたします。</p>	総務課
11月26日	ほほえみ子育て？	<p>商工会館、シャトレーゼなどの裏付近の分譲地付近について。</p> <p>1. 日中でも車が飛ばします。11月26日は夜中、バイクが爆音で2回ほど通っていきまして。子どもも起きて最悪です。小さい子どもも多く飛び出す可能性もあり危険です。何かスピードのでない工夫をお願いします。</p> <p>2. 小学校の行事や登下校時間になると役場方面も農協方面もなかなか車が出れません。</p> <p>以前のを見ると横断歩道が近くにあるとのことですが何か対策してほしいです。また、商工</p>	<p>・1、2について(道路課)</p> <p>提案1の「日中でも車が飛ばします」についてですが、運転手への啓発として看板を設置し、車両のスピードは運転手のモラルによるものであると訴えかけていきます。</p> <p>また、提案2の「小学校の行事や登下校時間になると役場方面も農協方面もなかなかでれません」についてですが、信号機や横断歩道については警察が所管となりますので、泉佐野警察署に相談いたします。ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>・2について(学校教育課)</p> <p>小学校では、従来から、保護者の方々に対しまして、学校行事等の際には自動車で来校しないようお願いしているところです。地域の皆様にご迷惑をおかけしていることから、改めて、学校から、保護者の方々に対しまして、自動車で来校しないよう、注意喚起をさせていただきます。</p> <p>また、役場駐車場の利用につきましては、原則、来庁者専用となっており、学校行事等のために活用することにより、来庁者が、駐車することができないなど、ご迷惑をおかけすることになりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	道路課 学校教育課 環境課

会館前付近の道路に下校時車を停めて待っていたりします。邪魔で、役場前の道路に出入りする近くで危ないです。気持ちはわかりますが、役場駐車場に停めるなどうながしてほしい。

### 3. 野焼きが多すぎる。

子どもの服にも臭いが付き、布団を干すこともできない。子どもは咳き込むし、全然ほほえみ子育てできません。

#### ・3について(環境課)

野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において原則禁止とされていますが、同法では「公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」は例外と規定され、更に同法施行令で「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は例外とされています。

野焼きについて相談や苦情、通報があった際は現地確認し、例外ではない廃棄物の焼却をしていた場合は、その場で消火するように注意し、例外とされる廃棄物の焼却(稲わらの焼却や田畑やため池の堤焼き等)をしていた場合でも、行為者がいればその場で苦情内容を伝え、野焼きの時間帯や風向きの配慮や小分けにして焼却し煙を少なくするなど、生活環境に与える影響が軽微となるよう対応を依頼します。また行為者がいなかった場合は、土地所有者宅まで出向き苦情内容を伝え対応を依頼していますので、行為場所や時間帯について、環境課までにご相談いただきますようお願いいたします。